



“しない・させない不法投棄”

不法投棄は重大な犯罪です

不法投棄をした者には、5年以下の懲役若しくは1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金が科せられます。(またはその両方が科せられます。)

誰かが片付けるだろうと、自分勝手な軽い気持ちで捨てると、とても厳しい罰則が科せられますので、絶対にしないようにしてください。

不法投棄の現場

投棄される場所は様々で、周囲に民家の無い山林や、林道の谷間、中には増水時に川へ投棄する者もいるようです。



谷へ捨てられた家電



川へ捨てられた冷蔵庫



山林へ捨てられた冷蔵庫

廃棄物の種類にはこんなものがあります

投棄されるゴミの種類には、家庭から出る粗大ゴミなど様々ありますが、中でも処分するためにリサイクル料金が必要となるテレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機・エアコンの不法投棄が増えています。

これらが不法投棄された場合の処理にかかる経費は全て、皆さんの貴重な税金から負担をしています。



①



②



③

①・②=回収した特定家電

③ =川へ捨てられたアコーディオンカーテン

「ポイ捨て・投げ飛ばし」のモラルなどの欠如が犯罪への第一歩に

町内のいたる所で、タバコや空き缶、その他不要になった物のポイ捨て・投げ飛ばしの行為によるゴミが目立つようになっています。

『不法投棄・ポイ捨て・投げ飛ばし』などの行為は、いずれもモラルの問題ですが、小さな物を捨てる行為から、どんどん大きくなり不法投棄へと繋がります。

何も考えず、軽い気持ちでのタバコなどのポイ捨てが、犯罪への第一歩となっているのかもしれない。きれいな自然、きれいな町を守るため、ポイ捨てなどの小さな行為も見逃さないようにしましょう。

監視の強化

道端へ設置した防止看板



町職員や愛媛県との合同によるパトロールの強化や、防止看板の設置などを実施していますが、不法投棄の件数が減らないのが現状です。

不法投棄のない、きれいな町を守るには、町民の皆さんの協力も必要と考えています。

不法投棄に対して、町民の皆さんも監視の目を光らせていただきますよう、ご協力をお願い致します。

また、**普段から人通りの少ない場所など**で、このような場合を見かけた時はご注意ください。

- 「見慣れない車、トラックが頻繁に走るようになった」
- 「荷台の高い車が何台も走っていく」
- 「トラックに会社の名前が書かれていない」
- 「暗くなってから林道などへ向けて進入する車」

通報について

不法投棄の現場(投棄している姿)を見かけたら、すぐに次の事項を通報してください。

- ①不法投棄の日時・場所
- ②行為者が使用していた車両のナンバー・車種
- ③不法投棄された廃棄物の種類・量
- ④行為者の人数・逃走方向・特徴(性別・人相・推定年齢)

不法投棄された廃棄物を見つけたら、次の事項を通報してください。

- ①発見した日時
- ②不法投棄されている場所
- ③不法投棄されている廃棄物の種類・量

※電話による通報のみで結構です。行為者の多くは、犯罪だと知りながら不法投棄を行っています。個人で直接指導することは危険を伴いますので、絶対にやめてください。

通報先は下記のどちらかまでお願いします。

鬼北町役場 環境保全課
TEL0895-45-1111

宇和島警察署 鬼北交番
TEL0895-45-1144